

保護者様

令和7年4月

大田区立矢口西小学校
校長 木村 啓一

自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドラインについて

本校では、「自然災害（大規模地震・台風）への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に沿って、下記のように対応しております。

児童が学校にいる時に緊急事態が起きた時には、年度初めに提出していただいた「緊急時の児童引き取り人」に記入されている方及び保護者が希望する場合は、中学生以上の兄姉に引き渡しをします。

自然災害のとき（大規模地震と台風等）

震度5弱以上の地震が発生したときの初期対応

- ① 児童在校中に大田区で震度5弱以上の地震が発生した場合、児童の安全を確保するため、保護者または代理者による児童の引き取りをお願いします。
- ② 保護者または代理者が児童の引き取りに来校するまで、児童を学校で預かります。
- ③ 児童在校中に、大田区で震度4以下の地震が発生した場合であっても、以下の場合は児童の引き取りをお願いします。
 - ・ 学校のライフライン(水道・電気等)が途切れた場合
 - ・ 学校の周辺の建物、道路に被害が出た場合
 - ・ ほとんどの交通機関が運休した場合
 - ・ その他 教育委員会が指示した場合
- ④ 登下校中に大きな地震が起きた場合は、学校へ避難することを原則とします。（自宅が学校よりも近く、保護者の在宅が確実な場合には自宅に避難してもよい。）

台風等への対応について

- ① 午前7時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、臨時休校とします。
- ② 下校時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、警報が解除されるまで、児童を学校に留め置きます。暴風警報または特別警報が解除されるまでは、児童を学校に留め置き、解除後に方面別の一斉下校を実施します。午後6時以降に暴風警報または特別警報が解除された場合は、保護者による引き取り下校を実施します。
- ③ 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。

※ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、①②以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示があります。

- ※ 警報は、東京都・東京地方・23区西部・大田区などの区分で発令されます。
- ※ 警報が発令されていても、風雨が強く安全に登校できないと保護者が判断された場合は、自宅にて待機させ、風雨が弱まってから登校させるようにしてください。自宅待機する場合は、電話でかまいませんので学校にご連絡ください。
- ※ 遅れて登校する場合は、**教室まで保護者の付き添い**をお願いします。
- ※ 学校へのお問い合わせが殺到する等の混乱を避けるため、各ご家庭にて「暴風警報・特別警報発令」の有無と発令時刻の確認及び、情報確認をお願いします。